## 埼玉県県庁舎再整備検討委員会設置要綱

令和3年7月20日 知 事 決 裁

### (県庁舎再整備検討委員会の設置)

第1条 本県県庁舎は、最も古い本庁舎が建築後70年を経過し、老朽化、狭隘化、分散化など様々な課題をかかえている。また、「埼玉県庁舎・公の施設マネジメント方針」では建物の目標使用年数を80年としており、令和13年度には本庁舎が築80年を迎える。

こうした中、目標使用年数経過後を見据え、デジタルトランスフォーメーションによる 社会変革を考慮した県庁舎再整備に関して知事が必要と認める事項を検討するため、埼玉 県県庁舎再整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (委員会の組織)

- 第2条 委員会は、別表1に掲げる者を委員として構成する。
- 2 委員長は、副知事(総務部を所掌する副知事)、副委員長は総務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代 理する。

### (委員会の運営)

- 第3条 委員会は、委員長が主催し、議長となる。
- 2 委員長は、必要に応じ別表2に掲げる組織の者、有識者等の参加を求めることができる。
- 3 前項の規定により参加する者は、それぞれが専ら利用する庁舎や専門的な知見を要する 事項など、委員長が必要と認める案件・内容について、委員長が求める場合に意見表明 することができる。

## (委員会の公開)

**第4条** 委員会は、原則公開とする。ただし、委員長が必要と認めた場合には、公開しない ことができる。

#### (事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部管財課とする。

#### (委任)

**第6条** この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

# 別表 1

総務部を所掌する副知事
総務部長
知事室長
企画財政部長
県民生活部長
危機管理防災部長
環境部長
福祉部長
保健医療部長
産業労働部長
農林部長
県土整備部長
都市整備部長
会計管理者

# 別表 2

県議会
企業局
下水道局
教育局
警察本部
その他の行政委員会